

2017/7/28 (金)

日本生活協同組合連合会 井之上 仁

「第43回」消費者委員会食品表示部会 コメント

あらたな加工食品の原料原産地表示制度について、食品表示部会では、『消費者庁の作成した表示基準案やその他資料等により、「懸念の払拭状況」を見極めて表示基準案に対する意見を「答申」としてまとめる』、とされたところであるが、十分な議論が尽くされておらず、答申案には賛同できない。

(理由：以下の議論は十分でない)

1. 懸念（メリット・デメリットのバランス）

第39回より42回まで4回にわたり審議が行われ、弊会からは消費者視点で具体的な意見も出させていただいたが、食品表示部会としての「懸念事項（デメリット）が何なのか」「払拭はできたのか」「懸念を持ちつつも進むべきなのか」といったコンセンサスは取られていない。議論は一方通行であった感があり、「本当に懸念となりうるかの調査（取り越し苦労ではないか）」「懸念を払拭するための対応」といった個々の協議も十分にしていないのではないかと。

(消費者) いちばんの懸念事項としていた「難しく・誤認させる」部分については払拭されることはなかった。

(事業者) 『表示により原料が制限される「従来とは異なる新しい商売」をすることになる』とまでいわれている。

⇒消費者としては商品の「価格」や「品質」「供給自体への影響」を示唆する内容とおもわれるが、議論すらせず「懸念」はさらに肥大。

「原則表示（国別重量順）」とはあきらかに「質の異なる（うすい）情報」を「全てに」拡大させるというメリットを得るため、このままでは消費者、事業者双方が「大きなデメリット」を背負うことになるのではないかと。

(メリットとデメリットのバランスが悪い)

2. コストバランス

消費者が「難しく・誤認させる」ことがわかりながら、制度施行させるために「教育啓発」を行うというのは本末転倒。食品表示は分かりやすくなくてはならない。難しいから「膨大なコスト」をかけて理解させるというのは理解ができない。食品表示法の教育啓発も十分に進んでいないことを考えると、コストバランスは悪いのではないかと。

(意見)

3. 消費者ニーズの把握から再度制度設計

(諮問案は特に大きく変わっていないので、これまでの意見の繰り返しになるが)

「消費者ニーズ」をきちんと把握した上で、現状の義務「22+4品目」についてレビューし、再度制度設計すべき。

(現行制度も見直し、ひとつの目的規定のもとで基準改正すべき（二階建て制度ではなくひとつの制度とすべき）)

4. 食品表示全体に関わる行政介入の整理

なお、検討に当たっては、資料1（付帯意見1）に書かれているが、現状、食品表示全体に関わる行政介入の整理がなされていないために混乱が起きていると思われる。以下を早急に議論し整理すべき。

- ・食品表示における「行政介入のあり方」：「表示の優先順位」と「義務表示と任意表示」の関係を整理すべき。
 （「義務表示事項の考え方」については食品表示一元化報告書¹で表示の優先順位など「基本的な考え方」がまとめられたところであり、ここをベースにさらに整理すべき）

5. TBT 協定で出された懸念事項について

消費者庁は、今回の原料原産地表示制度に関して WTO 通告を行っていると言っているが、「どのような資料」を提示しているのかを明らかにすべきである。この複雑で、「日本国内の利害関係者」としても容易に理解できないこの制度に関する「食品表示基準の改正案」や「食品表示基準の主なポイント」、更に「現在消費者委員会の部会で様々論議されている内容」等を、英文にして伝えているのであろうか。また、「現行の食品表示基準」の英文が現在入手可能であるかも疑問である。そもそも、事前の詳しい説明が重要であり、事後に質問等があれば説明するというのは、国際的交易を促進する立場とは相いれないのではないか。交易する各国にも一定程度の「透明性」を確保すべきであろう。

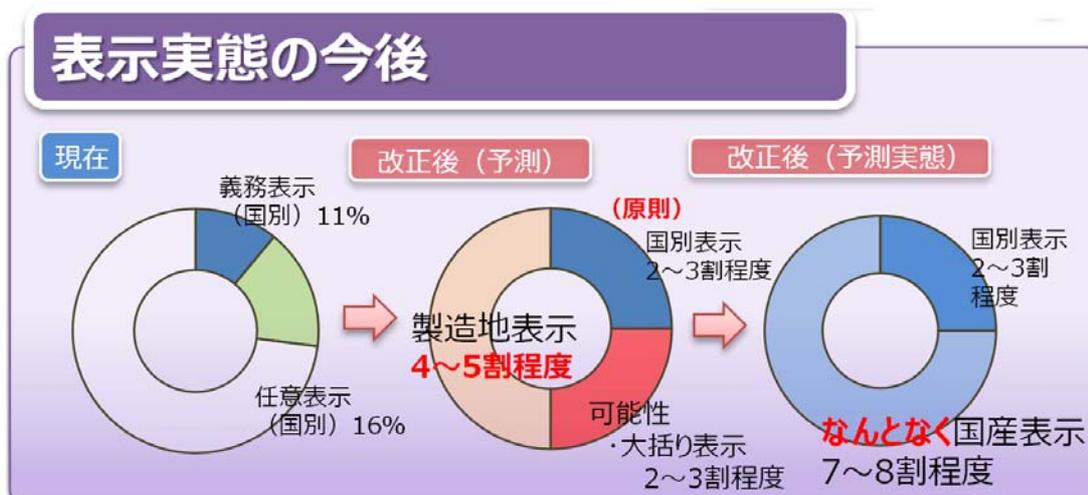
「大括り表示」「可能性表示」については、その表示要件として、「過去一定期間における産地別使用実績」、及び「今後一定期間における使用計画」が求められている。国産品については、これらの要件を満たすことは比較的容易と思われるが、輸入産品については必ずしも容易ではない。この事は国内加工において輸入産品を避ける結果に導く可能性をひめている。これまでに米国―カナダ・メキシコの間で TBT 協定上の争点と同じ結果を導く可能性がある。

6. その他

- ・（表示実態）原則と例外は逆転する。（中間加工食品が 5 割程度あるため、おのずと原則は少ない割合となる）
- ・（リコール）可能性（又は）表示「A 国又は B 国又は C 国」では明確な対応ができない。
- ・（フードロス）原産国不明である場合、原材料として使えないので、廃棄せざるを得ない場合がある。
- ・（進め方）過去の議論で進めなかったものが大きな修正もなくなぜ今回「可」となるのか。
- ・（見直し）問題が指摘されている中、なぜ施行なのか。見直しをするのであれば、施行の前にしかるべき調査を実施し、評価の議論をすべき。（本施行（平成 34 年 3 月 31 日以降）ではなく施行前）

以上

（参考）



（第 39 回食品表示部会 日本生協連提出資料より）

¹食品表示一元化検討会報告書の公表について http://www.caa.go.jp/foods/pdf/120809_1.pdf

